

発達障害学生支援に対する大学教職員の理解

—法的知識の理解の有無と支援に対する許容度の関連について—

○甲斐更紗 横田晋務 面高有作 田中真理
(九州大学基幹教育院) (九州大学基幹教育院) (九州大学基幹教育院) (九州大学)

KEY WORDS: 法的知識 発達障害学生支援の許容度 大学教職員

1. 目的

国連の障害者権利条約、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」などの背景も踏まえ、法的根拠に基づいて高等教育機関での障害学生支援を推進することが求められている。発達障害学生への支援には、演習などの集団ディスカッション場面での配慮を考えるなど、大学教育のあり方を変えなければならない面がある。教員によっては大学教育ではどの学生にも公平に一律な条件を与えなければならないとして個別的な配慮に同意しないケースもままあり、一般学生と比較すると教職員に発達障害のある学生への支援に対する抵抗感がある（山本・仁平, 2010）。また、合理的配慮の提供に際して「過度な負担」および「教育レベル維持」との調整の難しさ（高橋ら, 2015）などがある。「合理的配慮」と「特別扱い」の混同などの問題が顕著化している背景として、「法的知識自体の不足」「過度な負担に関する認識の偏り」があることが考えられる。そこで、高等教育機関の教職員における、法的知識の理解の有無と発達障害学生支援の許容との関連性を明らかにし、得られた知見を高等教育機関における障害者差別解消法の「合理的配慮」を推進するための一助とすることを目的とする。

2. 方法

(1) 調査対象者: A 地区研究総合大学に在職する教職員を対象に調査を実施し、計 1980 名（教員 574 名、職員 1406 名）の教職員から有効回答を得た。(2) 手続き: 2016 年 3 月から 5 月にかけて、教員・職員が所属する部署に質問紙を配布し、回収を行った。(3) 調査項目: 障害者に関する世論調査（内閣, 2012）を基にした法的知識（障害者権利条約・障害者差別解消法）の理解の有無を把握する 2 項目、発達障害学生支援の許容度を把握する「大学側のシステムの柔軟な運用など大学運営側が主体となって行う支援（以下、大学側のルール・慣行の柔軟な変更）」についての 8 項目、「発達障害のある学生に対して教職員が主体となって行う支援としてはどの程度支援すべきか（以下、教職員の支援）」についての 8 項目である。これらの項目においては「やるべきではない（1 点）・やらなくてもいい（2 点）・どちらともいえない（3 点）・やった方がいい（4 点）・やるべきである（5 点）」という 5 件法で評定を求めた (4) 分析: 法的知識（障害者権利条約・障害者差別解消法）の理解の有無による支援の許容の違いを把握するために、法的知識のそれぞれの項目において、「内容を知っている・（法が）できたことは聞いたことがある」と回答した群を「知っている」群、「知らない」と回答した群を「知らない」群に分けた。法的知識（障害者権利条約・障害者差別解消法）の理解の有無（知っている群・知らない群）を独立変数、「大学側のルール・慣行の柔軟な変更」「教職員の支援」許容度のそれぞれの総得点を従属変数とする t 検定を行った。(5) 倫理的配慮: 調査実施前に、研究目的、方法、調査への協力、および途中辞退の任意性、回答は統計的处理を行い個人が特定されないデータとして取り扱うことについて周知した。送付があったものについては本研究に同意したとみなすことにした。

3. 結果

1) 障害者権利条約

障害者権利条約の理解の有無による、発達障害学生支援の許容度に差があるかどうか検討するために「大学側のルール・慣行の柔軟な変更」「教職員の支援」の総得点の平均値、標準偏差を算出した (Table 1)。「大学側のルール・慣行の柔軟な変更」の平均値の群間差 ($t=3.703$, $df=1978$, $p<.001$)、「教職員の支援」の平均値の群間差の比較結果 ($t=3.585$, $df=1978$, $p<.001$) において、有意差が見られた。いずれにおいても、障害者権利条約について知っている教職員のほうが、高い支援の許容度の得点を示していた。

2) 障害者差別解消法

障害者差別解消法の理解の有無によって発達障害学生支援の許容度に差があるかどうかを検討するために、「大学側のルール・慣行の柔軟な変更」「教職員の支援」の総得点の平均値、標準偏差を算出した (Table 2)。「大学側のルール・慣行の柔軟な変更」の平均値の群間差 ($t=2.030$, $df=1978$, $p<.05$)、「教職員の支援」の平均値の群間差 ($t=2.522$, $df=1978$, $p<.05$) の比較において、有意差が見られた。いずれにおいても、障害者差別解消法について知っている教職員のほうが、支援の許容度が高いことが示された。

Table 1 障害者権利条約の理解の有無における支援の許容度の平均値と標準偏差

	許容度	
	大学側のルール・慣行の柔軟な変更	教職員の支援
知っている群	29.92 (4.225)	30.80 (4.429)
知らない群	29.14 (4.208)	30.00 (4.427)

Table 2 障害者差別解消法の理解の有無における支援の許容度の平均値と標準偏差

	許容度	
	大学側のルール・慣行の柔軟な変更	教職員の支援
知っている群	29.66 (4.346)	30.62 (4.475)
知らない群	29.23 (4.172)	30.06 (4.419)

4. 考察

本研究より、法的知識について「知っている」教職員のほうが発達障害学生支援に対する許容度が高いことが示された。「知っている」と回答した教職員の法的知識の理解については「内容を知っている・できたことは聞いたことがある」という内容であり、支援の許容度は法的知識の理解の有無のみによる比較であった。そのため、高等教育機関における社会的障壁をなくし、多様な特性をもつ人々の教育、研究、就労を可能にしていくためには、法的知識について知っているのみならず、法的知識の理解を深める学習の機会を保障することが求められるといえよう。

(KAI Sarasa, YOKOTA Susumu, OMODAKA Yusaku, TANAKA Mari)